

第 1 章 総則

第 1 条 本寮は関西学院大学啓明寮と称し、関西学院大学学生部の所管に属す。住所は西宮市上ヶ原六番町 3-4 7 とする。

第 2 条 本寮は関西学院大学に籍を置き、所定の手続きを経て入寮を許可された者により構成される。

第 3 条 本寮は本学院の福音的キリスト教精神に則り、人格の陶冶と優れた共同生活の実践に努めることを目的とする。本寮則は前項の目的を達成さすものでなければならない。

第 4 条 寮生は寮則および了解の決議事項を厳守しなければならない。寮則とは本規則の他に別に含める細則を含むものとする。

第 5 条 本寮務の運営は寮委員会が寮則に定められた自治権の範囲でこれを行う。但し、寮委員は必要に応じて寮会の同意及び舎監の指導と助言を受けなければならない。第 6 条 寮生は寮務の運営に参加する権利と義務を有する。

第 2 章 組織

第 7 条 本寮は寮務の自治運営を速やかになすため、次の機関及び役員を置く。

I ①寮会 ②寮委員会 ③懲罰委員会

II ①総務局 ②会計局 ③書記局 ④厚生局 ⑤体育局 ⑥文化局 ⑦寮食堂局 ⑧寮風呂局

III ①寮長 ②副寮長 ③総務局長 ④会計局長 ⑤書記局長 ⑥厚生局長 ⑦体育局長 ⑧文化局長 ⑨寮食堂局長 ⑩寮風呂局長 ⑪学年長

第 8 条 各局長たる寮委員は各々の局を代表し、これを統括協和する。

●第一節 寮会

第 9 条 寮会は啓明寮生によって構成し、当寮における最高議決機関であり、寮生は発言を保証されるものとする。

但し、寮則の改正に関しては第 81 条に定める。

第 10 条 寮会は毎月一回、第 2 火曜日に開くことにする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第 11 条 寮長は次の場合、寮会を開かねばならない。

- ① 全寮生の 3 分の 1 以上の要求があるとき
- ② 寮長が必要と認めたとき
- ③ 寮委員が必要と認めたとき

第 12 条 寮会成立には全寮生の 4 分の 3 以上の出席を必要とする第 13 条 特別の理由により、寮会に出席できない者は寮長の了解を得なければならない。無断欠席はこれを認めない。

第 14 条 寮会議長は、第一回了解において出席する寮生によって選出され、議事の運営にあたる。尚、選出方法は第 66 条ないし第 68 条に、任期は第 19 条に準ずる。

第 15 条 寮会議長の罷免は、寮会において全寮生の 3 分の 2 以上の賛成を以て成立する。その場合、当寮会もしくは次回寮会において新たに議長を選出し、以後の議事運営を委ねる。

第 16 条 次の場合は寮長が寮会議長を代行する。

- ① 議長を決するとき
- ② 議長が一寮生として発言するとき
- ③ 議長に対する罷免案を取り扱うとき

第 17 条 議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 18 条 寮会における決議事項の議事録は常に保存し、必要の場合はこれを公示しなければならない。

●第二節 寮委員会

第 19 条 本寮は寮内自治運営のため、次の寮委員を設ける。

寮長・副寮長・総務局長・会計局長・書記局長・厚生局長・体育局長・文化局長・寮食堂局長・寮風呂局長
(各 1 名) 学年長 (各学年 1 名)

※尚、この任期は 1 月 1 日より、12 月 31 日までとする。

第 20 条 寮委員会は、上記に定めた 14 名により構成され寮務を審議し執行する。

第 21 条 本寮は、寮内自治運営のため準寮委員を置くことができる。

第 22 条 寮長は全寮生を代表するものであり、寮内の自治を総監し、その協和を図る。

第 23 条 副寮長は寮長を補佐し、寮長に事故のあるときはこれに代わる。

第 24 条 寮長は寮委員会を代表して下記の権限及び義務を有する。

- ① 寮会の召集
- ② 寮委員会の召集
- ③ 入退寮の事務を総轄する
- ④ 各寮委員を統括する
- ⑤ 寮の安全、秩序の保持
- ⑥ 寮委員の任免

第 25 条 寮委員の職務は別にこれを定める。

第 26 条 寮委員の権限及び義務を次の通りとする。

- ① 寮運営に関する義務の執行

② 寮内諸問題の討議

第 27 条 寮長の罷免は寮会において、寮委員を除く全寮生の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。尚、寮長が罷免されたときは、当寮会において直ちに寮長選挙を告示し、第 61 条ないし第 68 条に基づいて 14 日以内に選出しなければならない。

●第三節 懲罰委員会

第 28 条 本寮は懲罰委員会を設ける。

第 29 条 本寮生がその名を辱めるような行為をした場合、寮則、寮会決議事項に違反した場合、懲罰委員会はこれを審議する。

第 30[条 本委員会は寮委員会を持って構成し、懲罰委員会は 4 年学年長が務める。尚、4 年学年長に事故がある場合には寮長がこれに代わる。

第 31 条 本委員の任期は寮委員の任期に準ずる。但し、特別の理由の場合には、懲罰委員長の特別の許可を得て、他の寮生と代わることが出来る。

第 32 条 本委員会の成立は寮委員会の 4 分の 3 以上の出席を必要とする。その決議は出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。

第 33 条 本委員会は次の場合開かれる。

- ① 寮長の請求があった場合。
- ② 寮生の 3 名以上の請求があった場合。

※ 但し上記の場合には委員長に文筆をもって要求しなければならない。

第 34 条 懲罰の種類は次の通りとする。

- ① 始末書 ② 保証人への通知 ③ 弁償 ④ 退寮

※ 尚、④の退寮に関しては寮委員会で発議し、寮会において審議を求める。

第 35 条 懲罰委員会は公開を原則とし、また寮委員会における決定事項及び執行内容について、次回集会上に報告しなければならない。

第 36 条 処罰の執行は委員が行う。

※ 退寮決定者は処分決定の日より一ヶ月以内に退寮すること。

第 37 条 懲罰委員会の決定に不服のあるものは、寮委員会においてこれを提訴することが出来る。この場合、提訴が容認されれば判定は効力を失う。

第 38 条 懲罰委員会は本人及び証人の出頭を求め、尋問することが出来る。また、本人は弁護人を同行することが出来る。

第 39 条 本会の委員は次の場合、職務の執行より除外される。

- ① 本人が原告人の場合。
 - ② 本人が被告人の場合。
 - ③ その事件に関わりありと認められた場合。
- ※ 上記の場合、委員長は当該委員の代行を寮会に求めなければならない。

●第四節 局

第 40 条 局は寮長の統括の下における寮自治運営組織であつて、寮自治を速やかに遂行することを目的とする。

第 41 条 総務局は一般業務を司る。

第 42 条 会計局は本寮の会計を司り、会計局長は寮費その他出納に関する事務を統括する。

※ 会計局長は、寮費その他の諸経費の徴収にあたる。

第 43 条 書記局は、寮会、寮委員会、及び懲罰委員会の記録にあたり、この議事録及び、その他の文書及び電磁記録を保管する。また寮新聞を適宜編集発行する。第 44 条 厚生局は、寮生の保健衛生管理、防火管理を司る。

第 45 条 体育局は、寮内外の体育活動を企画運営し、寮内におけるスポーツサークルを統轄する。また、運動用具の管理にあたる。

第 46 条 文化局は、寮生の文化的教養向上のための企画をし、これを執り行い、寮内における文化サークル活動を統轄すると共に、寮詩等の発行編集にあたる。

第 47 条 寮食堂局は、寮食堂に関する一般業務及び食費の徴収にあたる。

第 48 条 寮風呂局は、寮風呂に関する一般業務にあたる。

●第五節 学年長

第 49 条 各学年長は、寮委員会と寮生の連絡機関であると共に、毎月一回以上の学年集会を開き、各学年の協和を図る。

第 3 章 会計

第 50 条 本会計収入は、寮費、入寮費、及び臨時収入をもってこれにあてる。

第 51 条 寮費額に関しては、各期寮長がその額に対して、寮会の証人を得ることを要する。入寮費に関しては、寮委員と学校との合意の上決定する。なお寮費とは、舎費及び、寮運営費を指す。

第 52 条 寮費および寮風呂費はこれを前納とする。尚、緊急の事情により支払うことの出来ない場合には、滞納届をもってこれに代えることが出来る。

第 53 条 滞納月の寮費は、それ以降各月の寮費により置き換えることは出来ない。

第 54 条 滞納月の寮費を滞納届の日より 3 カ月を超えて支払わない者に対しては、直ちに寮長は当人に勧告し、同時に第一保証人に対してその旨通知する。

第 55 条 寮長の勧告後に 2 週間経たる後も未納の場合は、退寮もしくはそれに準ずる処分にする。

第 56 条 寮生が滞納のまま卒寮及び退寮した場合、その未納の金額を第一保証人に対し、これを請求する。

第 57 条 本寮は前年度会計に対して監査委員を置く。監査委員は一年生を除く各学年 1 名ずつ。計 3 名により構成される。尚、選出方法は各学年に委ねるが、会計局員は除かなければならない。

第 58 条 寮会計はその任期を終えたる時、会計局長は監査委員に対して寮会計内容を提出し、監査委員はその監査を行う。次期第一回寮会において会計局長は寮会計内容を、監査委員は監査内容について報告しなければならず、寮生から質疑あるときは会計局長もしくは監査委員がこれに答えなければいけない。尚、全ての質疑応答の終了を以ってその会計報告は承認されたものとみなす。

第 4 章 選挙

第 59 条 寮生は全ての選挙権を有する。

第 60 条 選挙は当期寮長の満期前に告示し、これを行わなければならない。

第 61 条 寮長は寮会において選出され、寮委員は寮長によって任命される。

第 62 条 寮長の被選挙権は全寮生から有する。

第 63 条 寮長は立候補者の中から選出される。

第 64 条 選挙は無記名投票とする。

第 65 条 やむをえない理由にて当該する寮会を欠席するものは、不在者投票を行うことが出来る。ただし、不在者投票

はその一週間前から寮会開始時まで、寮会議長に対して欠席届と共に提出しなければならない。

第 66 条 決定に関しては全寮生の過半数を以って決する。

第 67 条 投票の結果、第一位の得票が過半数に達しない時は、上位二者の決選投票を行い、寮会出席者の過半数を以って決する。

第 68 条 ① 対立候補のいない場合は、立候補者は自己の責任を寮会において問わなければならない。
② 信任成立は全寮生の 3 分の 2 以上をもってする。

第 5 章 入寮・退寮

第 69 条 入寮とは、関西学院大学に籍を置き、かつ寮生たることを志望する者が所定の手続きを経て、許可されることをいう。

尚、本寮は入寮から四年間の在寮を原則とし、中途退寮はこれを認めない。

第 70 条 本寮に四年間在寮した者は、理由如何に拘わらず退寮せねばならない。

第 71 条 懲罰委員会で発議され寮会で行われた退寮審議は、全寮生の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決され、第 36 条に基づいて執行される。

第 72 条 やむを得ない理由から退寮を求む時、寮会において全寮生の 3 分の 2 以上の賛成をもって了承される。

第 6 章 生活一般

第 73 条 寮生は常に寮並びに自室を清潔に保ち、その整備に努め、施設並びに器具の保存に責任を負わなければならない。

第 74 条 寮生が外泊するときは、定められた形式において外泊名簿に記入しなければならない。

第 75 条 外来者に関しては次の規則を定む。

- ① 外来者の訪問に際しては必ず寮生の取り次ぎを要す。
- ② 外来宿泊者は本寮生の知人であること。
- ③ 外来宿泊者の保証人には寮生がなり、寮長の許可を得た上、所定の名簿に記入し、ロビーに掲示しなければならない。
- ④ 寮長又は各委員は、そのときの寮の状態により宿泊を拒否することができる。
- ⑤ 外来者が女性の場合は、設備及び風紀を惟んみて別にこれを定む。

第 76 条 寮生の中に日直をもうける。日直は書記局長が決定し、定められた任務を遂行せねばならない。

第 7 章 行事

第 77 条 寮に係わる行事は、第 3 条第 1 文及び協力・調和の精神を養うことを目的として行われるものとする。

第 78 条 寮に係わる行事において、寮生は前項の目的の達成のために参加の義務と責任を有する。

第 79 条 寮に係わる行事に関しては、その都度形式及び内容を寮会において定める。

第 80 条 寮に係わる行事に関しては、その都度当該局長またはそれに代わる者が会計内容を寮会に報告せねばならない。

第 8 章 留学

第 81 条 原則 1 年以内の留学を認める。

第 82 条 留学期間中も寮費は収めるものとする。

①留学期間中に行われる寮会ごとに指定された口座へ寮費を収めること。

②留学中支払う寮費は、留学期間中に行われる寮会各月の第二火曜日の前日までに払うこと。

第 9 章 改正

第 83 条 全寮生は本寮則の改正案を提出し、寮会において発議することができる。改正案は全寮生の 3 分の 2 以上によって採用する。但し、提出は文章によって寮委員会に対して行うこととし、それを経なければ発議することはできない。

第 10 章 附則

第 84 条 啓明寮 改め 関西学院大学啓明寮とする。

第 85 条 本寮を運営するために必要な規則を別に定めることはできる。

第 86 条 寮会の決議事項は寮委員の任期中は改正できない。

第 87 条 寮内においてマージャン遊戯及び賭け事はこれを一切禁ず。

第 88 条 寮内において寮生の部屋に寮生個人がクーラーを所持、設置及び使用することは禁止とする。

以上